

名古屋市公報	平成30年11月 7日 第1282号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第87号)	4
告	示	
○ 名古屋市幸心南土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課) (第618号)	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第619号)	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第620号)	8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第621号)	13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退	(健福・保護課) (第622号)	15
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第623号)	17
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課) (第624号)	19
○ 名古屋市明願土地区画整理組合の理事の失職の届出	(住都・市街地整備課) (第625号)	21
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第626号)	22
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第627号)	24
○ 指定管理者の指定について	(健福・介護保険課) (第628号)	26
○ 指定管理者の指定	(健福・保護課) (第629号)	27
○ 名古屋市植田寮において徴収する使用料の徴収事務委託	(健福・保護課) (第630号)	28
○ 指定管理者の指定について	(健福・環境薬務課) (第631号)	29
○ 名古屋市立第二斎場において徴収する使用料について	(健福・環境薬務課) (第632号)	30

○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正	(市経・地域商業課)	(第633号)	31
○ 岡山県の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定	(財政・税制課)	(第634号)	33
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定について	(緑土・道路建設課)	(第635号)	34
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第636号)	36
○ 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(住都・市街地整備課)	(第637号)	44
○ 家賃算定に関わる利便性係数について	(住都・住宅管理課)	(第638号)	46

教 育 委 員 会 告 示

○ 博物館登録の抹消について	(第24号)	50
○ 教育委員会定例会の開催について	(第25号)	51

交 通 局 管 理 規 程

○ 乗合自動車乗車料条例施行規程及び高速電車乗車料条例施行規程の一部改正	(第18号)	52
--------------------------------------	--------	----

公 告

○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	54
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	55
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	56
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	57
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	58
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告	(上下水・営業課)	59
○ 消防法による命令の公告	(消防・予防課)	61
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	62

雑 報

○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	65
-----------	----------	----

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第87号）

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成31年 1月 1日（市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日）から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第87号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表氷室荘の項中

「

13階建	昭和45年度	234
	昭和46年度	126
	昭和47年度	520

」

を

6 階建	平成28年度	58
7 階建	平成28年度	70
13階建	昭和45年度	234
	昭和46年度	126
	昭和47年度	520

」

に

改める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表氷室荘の項中

「	105 号から 259 号まで、 284 号から 394 号まで及び 398 号から 443 号まで	」	「	105 号から 259 号まで、 284 号から 394 号まで、 398 号から 443 号まで及び 501 号から 564 号まで	」
		を			に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 618 号

名古屋市幸心南土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市幸心南土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

平成30年10月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成30年10月30日から同年11月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 619号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ねお調剤薬局長者町店	名古屋市中区錦二丁目 5番31号	平成30年 6月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
溝口惟信堂薬局	名古屋市港区高木町 2丁目17番地	平成30年 4月 6日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 620号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 事 業 者 の 名 称		福祉総合研究所株式会社
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市千種区清明山一丁目 1番 9号
介 護 事 業 所 の 名 称		サラダ・ケア
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市東区百人町26番地
	新	名古屋市千種区清明山一丁目 1番 9号
変 更 年 月 日		平成30年 9月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称		一般社団法人在宅医療推進会
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市中村区稲西町99番地
介 護 事 業 所 の 名 称		訪問看護ステーションこあ
介 護 事 業 所 の 所 在	旧	名古屋市中村区塩池町 3丁目 7番20号

地	新	名古屋市中村区稲西町99番地
変 更 年 月 日	平成30年 9月 24日	

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	ドラッグセイムス守山新城薬局
	新	セイムス守山新城薬局
介護事業所の所在地	名古屋市中村区稲西町22番16号	
変 更 年 月 日	平成30年10月 20日	

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	株式会社小幡設備	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区桔梗平一丁目 2204番地	
介護事業所の名称	でい〜らいふ介護サービス	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区春岡通 7丁目 68番地
	新	名古屋市中村区桔梗平一丁目 2204番地
変 更 年 月 日	平成30年 9月 1日	

5 居宅介護支援

介護事業者の名称	一般社団法人在宅医療推進会	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区稲西町99番地	
介護事業所の名称	ケアプランセンターこあ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区塩池町 3丁目 7番20号
	新	名古屋市中村区稲西町99番地
変 更 年 月 日	平成30年 9月 24日	

介護事業者の名称	医療法人杏園会	
介護事業者の所在地	名古屋市熱田区六番一丁目 1番19号	
介護事業所の名称	かなやま居宅介護支援事業所	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区桜田町 9番 3号

地	新	名古屋市熱田区桜田町11番 8号
変 更 年 月 日		平成30年 9月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		有限会社ケアセンターほっと広場
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市守山区薮田町 703番地
介 護 事 業 所 の 名 称		居宅介護支援事業所七彩
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市守山区大森一丁目2713番地
	新	名古屋市守山区薮田町 703番地
変 更 年 月 日		平成30年 4月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社はな華
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市緑区大高町字一色山28番地
介 護 事 業 所 の 名 称		ケアプランはな華
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市緑区大高町字一色山28番地
	新	名古屋市緑区大高町字一色山31番地の 3
変 更 年 月 日		平成30年 8月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		有限会社オフィスアイウィッシュ
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市北区上飯田南町 5丁目 132番地
	新	名古屋市北区上飯田南町 3丁目 5番地の 1
介 護 事 業 所 の 名 称		ケアプランセンター紬
介 護 事 業 所 の 所 在 地		名古屋市名東区高針三丁目 404番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月 3日

6 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社小幡設備
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市守山区桔梗平一丁目2204番地
介 護 事 業 所 の 名 称		でい〜らいふ介護サービス
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市千種区春岡通 7丁目68番地

地	新	名古屋市守山区桔梗平一丁目2204番地
変 更 年 月 日	平成30年 9月 1日	

7 地域密着型通所介護

介 護 事 業 者 の 名 称	特定非営利活動法人ひなた	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市西区上名古屋二丁目15番12号	
介 護 事 業 所 の 名 称	デイサービスいっぱい笑顔	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市西区江向町 2丁目38番地の 7
	新	名古屋市西区上名古屋二丁目15番12号
変 更 年 月 日	平成30年 7月 4日	

8 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	福祉総合研究所株式会社	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市千種区清明山一丁目 1番 9号	
介 護 事 業 所 の 名 称	サラダ・ケア	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市東区百人町26番地
	新	名古屋市千種区清明山一丁目 1番 9号
変 更 年 月 日	平成30年 9月 1日	

9 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社ケアセンターほっと広場	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市守山区薮田町 703番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	ヘルパーステーションほっと広場	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市守山区大森一丁目2713番地
	新	名古屋市守山区薮田町 703番地
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日	

10 予防専門型通所介護

介 護 事 業 者 の 名 称	特定非営利活動法人ひなた	
-----------------	--------------	--

介護事業者の所在地		名古屋市西区上名古屋二丁目15番12号
介護事業所の名称		デイサービスいっぱい笑顔
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区江向町 2丁目38番地の 7
	新	名古屋市西区上名古屋二丁目15番12号
変更年月日		平成30年 7月 4日

11 ミニデイ型通所サービス

介護事業者の名称		情報通信設備株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目 8番地の 4
介護事業所の名称	旧	元気広場薬師通
	新	南倶楽部薬師通
介護事業所の所在地		名古屋市南区薬師通 1丁目24番地
変更年月日		平成29年 4月 1日

12 運動型通所サービス

介護事業者の名称		情報通信設備株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目 8番地の 4
介護事業所の名称	旧	元気広場薬師通
	新	南倶楽部薬師通
介護事業所の所在地		名古屋市南区薬師通 1丁目24番地
変更年月日		平成29年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 621号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
長谷川眼科	名古屋市千種区清明山二丁目 2番21 号	平成30年 8月20日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
長谷川眼科	名古屋市千種区清明山二丁目 2番21 号	平成30年 8月20日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
長谷川眼科	名古屋市千種区清明山二丁目 2番21号	平成30年 8月20日
クオール薬局志賀店	名古屋市北区中丸町 2丁目 2番地	平成30年 10月 1日
愛知調剤薬局栄店	名古屋市中区栄四丁目13番19号	平成30年 8月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 622号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第
4項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、
次のとおり辞退の届出がありました。

平成30年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
伊勢歯科医院	名古屋市北区金城町 4丁目70番地の 2	平成30年 11月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
伊勢歯科医院	名古屋市北区金城町 4丁目70番地の 2	平成30年 11月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
伊勢歯科医院	名古屋市北区金城町 4丁目70番地の 2	平成30年 11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 623号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成30年 1月15日 29指令住開指第 220号	名古屋市南区本星崎町 字寺坂 694番外 6筆	名古屋市南区芝町 128番 地 中村末子
平成29年11月 8日 29指令住開指第 165号	名古屋市港区当知四丁 目 401番 1の一部	名古屋市中川区荒子一丁 目97番地 株式会社フラワー不動産 代表取締役 坂井武一
平成28年11月 1日 28指令住開指第 133号	名古屋市昭和区緑町 3 丁目 6番外 1筆	名古屋市中村区名駅四丁 目 5番28号 近鉄不動産株式会社名古屋事業本部 執行役員名古屋事業部長 浦崎敏幸
平成29年12月12日 29指令住開指第 197号	名古屋市緑区鳴海町字 長田 7番 1外 2筆	東京都西東京市北原町 3 丁目 2番22号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林重行

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 624号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成30年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

平成30年11月16日から同月18日まで及び同月22日から同月25日まで

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用する場合に限る。)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用す	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで

る場合を除く。)		
----------	--	--

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 625号

名古屋市明願土地区画整理組合の理事の失職の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市明願土地区画整理組合から、次のとおり理事の失職の届出がありました。

平成30年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
深 谷 利 夫	名古屋市緑区鳴海町字細根 102番地の 1

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 626号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市守山区大字中志段味字下定納80番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

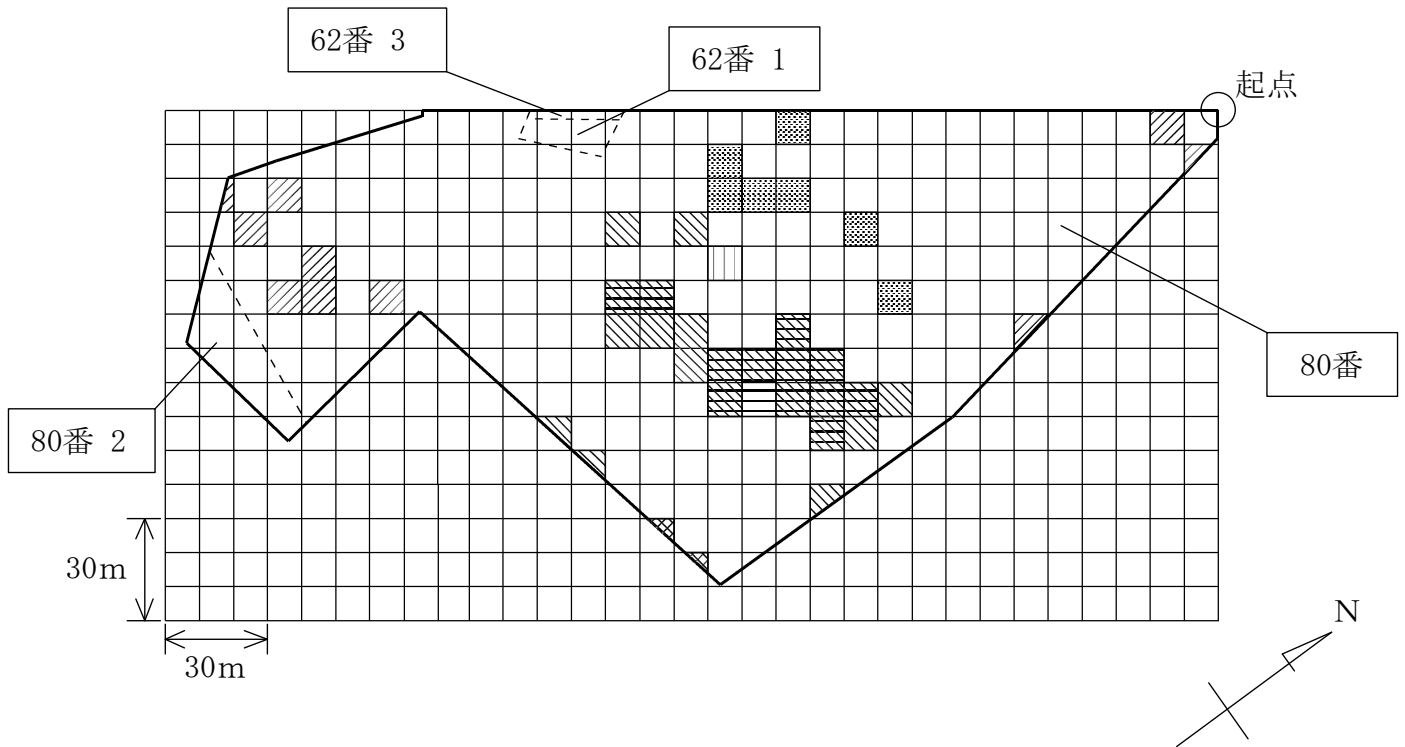
ほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

守山区大字中志段味字下定納



凡例

: 調査対象地 : 筆の境界

: 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

: 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

: 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

: 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

: 形質変更時要届出区域（ほう素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

: 形質変更時要届出区域（ほう素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

: 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

名古屋市告示第 627号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成30年名古屋市告示第 484号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

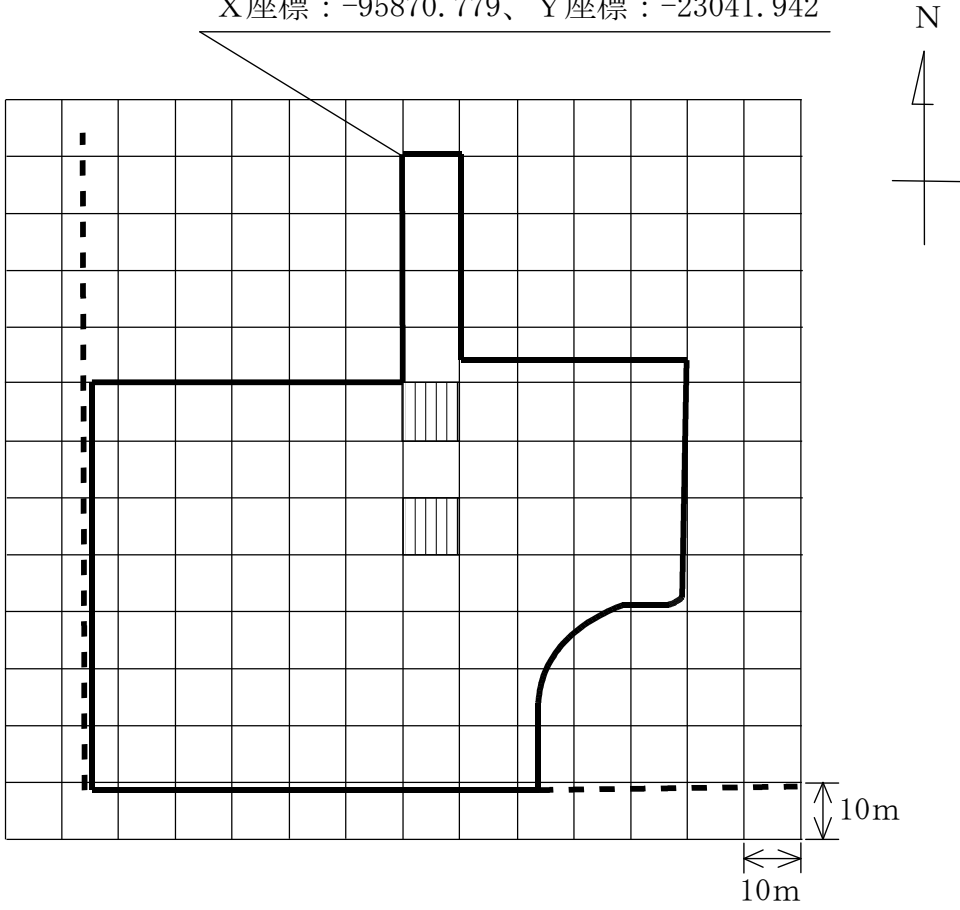
3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

熱田区六野一丁目 307番

X座標：-95870.779、Y座標：-23041.942



凡例

調査対象地 - - - : 筆の境界

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 628号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市清風荘	名古屋市昭和区紅梅町 3丁目 3番地 社会福祉法人なごや福祉施設協会 理事長 各 務 憲 一
名古屋市安田荘	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番地の20 社会福祉法人愛生福祉会 理事長 増 井 勇 夫

2 指定の期間

平成31年 4月 1日から平成41年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 629号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市植田寮	名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号 社会福祉法人芳龍福祉会 理事長 坂 本 巧

2 指定の期間

平成31年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 630号

名古屋市植田寮において徴収する使用料の徴収事務委託

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第 2条第 1項に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号

社会福祉法人芳龍福祉会

理事長 坂 本 巧

2 委託期間

平成31年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 631号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市立第二斎場	福岡市博多区東公園 6番21号 太陽・近鉄グループ 代表者 江 口 正 司

2 指定の期間 平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 632号

名古屋市立第二斎場において徴収する使用料について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項により告示します。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

福岡市博多区東公園 6番21号

太陽・近鉄グループ

代表者 太陽築炉工業株式会社

代表取締役社長 江口 正司

2 徴収を委託した使用料

名古屋市立霊園・斎場条例（昭和32年名古屋市条例第20号）第15条の 3に規定する使用料（名古屋市立第二斎場の使用料に限る。）

3 委託期間

平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 633号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日（平成30年名古屋市告示第 202号）の一部を次のように改正します。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

開場時間の表中

「

名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64 号	午前 9時30分から午後 7時まで ただし、祝日は午前 9時30分 から午後 6時30分まで
--------------------------------------	--

を
」

「

名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64 号	11月 1日から当分の間、開場し ません。
--------------------------------------	--------------------------

に、
」

休業日の表中

「

名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	日曜日（12月30日を除きます。） 並びに 5月 4日、同月 5日、 7月16日、 8月15日、同月16日及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64号	日曜日（12月30日を除きます。） 並びに 5月 5日、 7月16日、 8月14日から同月16日まで、 9月17日、10月 8日、 1月 1日から同月 4日まで、同月14日及び 2月11日

を

」

「

名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	日曜日（12月30日を除きます。） 並びに 5月 4日、同月 5日、 7月16日、 8月15日、同月16日及び 1月 1日から同月 4日まで
-----------------------------------	---

に

」

改める。

附 則

この告示は、告示日から施行する。

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市告示第 634 号

岡山県の一部の地域における市税に関する申告期限等の指定

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、平成30年名古屋市告示第445号（岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における市税に関する申告期限等の延長）において別途市長が定めることとされている期日のうち、倉敷市真備町に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るものについては、その期限が平成30年7月5日から同年12月24日までの間に到来するものについて、同月25日とします。

平成30年10月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第635号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定します。

平成30年10月31日

名古屋市長 河村 たかし

電線共同溝を整備すべき道路

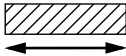
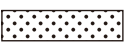
整理 番号	道路の種類及び路線名	区 間	摘要
1	市道東志賀町線第1号	名古屋市北区金城四丁目13番地先 から 名古屋市北区田幡一丁目101番1 地先まで	附図

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

附 図



凡 例

-  電線共同溝を整備すべき道路
-  電線共同溝を整備すべき道路に既に指定されている道路

名古屋市告示第 636号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成31年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成30年11月20日（火）から同月30日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成30年11月20日（火）から同月30日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

平成30年11月20日（火）から同月30日（金）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成30年11月21日（水）から同月30日（金）まで。ただし、期間内の
消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号
名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成30年12月19日（水）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 173戸
事故住宅 14戸

(2) 改良住宅

空家住宅 5戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学
校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 86戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 12戸

事故住宅 1戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳の交付を受けている者

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 68戸

事故住宅 13戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成24年度第 3回一般募集から平成30年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成24年度第 3回一般募集から平成30年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13) までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1 戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 637 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の
届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成30年11月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
伊 東 治	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2081番地の15
入 口 治	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1898番地
小 原 則 寛	名古屋市守山区大字上志段味字山の田 994 番地
河 村 利 男	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1804番地の 1
河 本 明 生	名古屋市守山区大字上志段味字上島 661 番地
河 本 幸 平	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1137番地
中 居 三千男	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1935番地の 2
野 田 幸 男	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前 587 番地
原 田 茂 信	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番地の 188
松 原 敦 雄	名古屋市守山区大字上志段味字白鳥 962 番地の 3
松 原 英 雄	名古屋市守山区大字上志段味字羽根 476 番地の 1
水 野 和 浩	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1524番地
水 野 真 治	名古屋市守山区大字上志段味字上島 667 番地
水 野 博 文	名古屋市守山区大字上志段味字前山1404番地の 1
水 野 眞	名古屋市守山区大字上志段味字深田 806 番地の 1
水 野 良 治	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1914番地の 1

山 田 幸 夫 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1948番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 638号

家賃算定に関わる利便性係数について

平成30年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 2項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

平成30年11月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種 の住宅の 家 賃
氷室荘	A棟	101号	0.9028	0.9430	1.0000	85,200円
		102号	0.9028	0.7984	1.0000	72,300円
		103号、203 号、303号、 403号、503 号、603号及び 703号	0.9028	0.6676	1.0000	59,700円
		104号、105 号、108号、 109号、202	0.9028	0.7984	1.0000	71,500円

		号、 204号、 205号、 208 号、 209号、 302号、 304 号、 305号、 308号、 309 号、 402号、 404号、 405 号、 408号、 409号、 502 号、 504号、 505号、 508 号、 509号、 602号、 604 号、 605号、 608号、 609 号、 702号、 704号、 705 号、 708号及び 709号				
		106号、 107 号、 110号、 201号、 206 号、 207号、 210号、 301 号、 306号、 307号、 310 号、 401号、 406号、 407	0.9028	0.9507	1.0000	85,000円

	号、 410号、 501号、 506 号、 507号、 510号、 601 号、 606号、 607号、 610 号、 701号、 706号、 707号 及び 710号				
B棟	101号	0.9028	0.9430	1.0000	95,700円
	102号	0.9028	0.7984	1.0000	81,100円
	103号、 104 号、 203号、 204号、 303 号、 304号、 403号及び 404 号	0.9028	0.5800	1.0000	58,200円
	105号、 106 号、 109号、 110号、 202 号、 205号、 206号、 209 号、 210号、 302号、 305 号、 306号、 309号、 310 号、 402号、 405号、 406 号、 409号、	0.9028	0.7984	1.0000	80,200円

	410号、 502号、 505号、 506号、 509号、 510号、 602号、 605号、 606号、 609号及び 610号				
	107号、 108号、 201号、 207号、 208号、 301号、 307号、 308号、 401号、 407号、 408号、 501号、 507号、 508号、 601号、 607号及び 608号	0.9028	0.9507	1.0000	95,300円
	503号及び 603号	0.9028	1.1784	1.0000	118,100円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市教育委員会告示第24号

博物館登録の抹消について

博物館法（昭和26年法律第 285 号）第15条第 2 項の規定に基づき、次の博物館の登録を抹消した。

平成30年10月29日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

- 1 抹消年月日
平成30年10月 8 日
- 2 登録番号
第32号
- 3 設置者の名称
公益財団法人名古屋国際芸術文化交流財団
- 4 博物館の名称及び所在地
名古屋ボストン美術館
名古屋市中区金山町一丁目 1 番 1 号

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会告示第25号

教育委員会定例会の開催について

平成30年11月 6日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年10月30日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

平成30年度一般会計補正予算について

財産の処分について

名古屋市教育委員会表彰について

平成31年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について

平成31年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について

名古屋市学校保健優良校の表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局管理規程第18号

乗合自動車乗車料条例施行規程及び高速電車乗車料条例施行規程の一部を次のように改正する。

平成30年10月31日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第7号を次のように改める。

(7) 本市に住所を有し（名古屋市長が特別な事情があると認める者は、この限りでない。次号及び第9号において同じ。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、名古屋市長の発行する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第32条第1項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 本市に住所を有し、名古屋市障害者医療費助成条例（昭和48年名古屋市条例第19号）第4条第1項の規定により医療証の交付を受けている者のうち、名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号。以下「障害者医療費規則」という。）第3条第3号に該当するもの

(9) 本市に住所を有し、名古屋市福祉給付金支給要綱（以下「福祉給付金要綱」という。）第4条の規定により福祉給付金資格者証の交付を受けている者のうち、障害者医療費規則第3条第3号に該当するもの又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条の規定により特定医療費の支給認定を受けたもので福祉給付金要綱第3条第1項第6号に該当するもの

第32条第3項中「第1項第8号」を「第1項第10号」に改める。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中第7号を次のように改める。

(7) 本市に住所を有し（名古屋市長が特別な事情があると認める者は、この限りでない。次号及び第9号において同じ。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、名古屋市長の発行する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第44条第1項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 本市に住所を有し、名古屋市障害者医療費助成条例（昭和48年名古屋市条例第19号）第4条第1項の規定により医療証の交付を受けている者のうち、名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号。以下「障害者医療費規則」という。）第3条第3号に該当するもの

(9) 本市に住所を有し、名古屋市福祉給付金支給要綱（以下「福祉給付金要綱」という。）第4条の規定により福祉給付金資格者証の交付を受けている者のうち、障害者医療費規則第3条第3号に該当するもの又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条の規定により特定医療費の支給認定を受けたもので福祉給付金要綱第3条第1項第6号に該当するもの

第44条第3項中「第1項第8号」を「第1項第10号」に改める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年10月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市東区矢田三丁目301番、302番、303番、304番の一部、305番の一部、401番、403番、404番、95番27及び95番28

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成30年10月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1273号	(株)富平	山中 章	名古屋市南区鳴浜町 6丁目 1番地23	平成30年 9月13日
第1433号	(株)イーライフグループ中部本社	松島 祐太郎	名古屋市東区古出来 一丁目 2番 6号ウイング古出来 2階	平成30年 9月19日
第1434号	(株)板倉水道	山田 武昌	名古屋市瑞穂区妙音 通 3丁目48番地シャ ンボール朝日 1A	平成30年 9月19日
第1435号	竹中ポン プ	竹中 彪	愛知県刈谷市高津波 町 7丁目 856番地	平成30年 9月19日
第1436号	(株)グロー アス	山宮 剛	東京都中央区湊一丁 目12番11号八重洲第 七長岡ビル 5階	平成30年 9月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成30年10月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1204号	㈱立吉	与那覇 英立	愛知県岡崎市庄司田 1丁目 8番地 9	平成30年 9月 5日
第1333号	㈱ミニミニグループ中部本部	大原 大輔	名古屋市中区錦三丁目16番27号栄パーク サイドプレイス	平成30年 9月11日
第1273号	AKIR AEM .equ ipme nt	山中 章	名古屋市南区鳴浜町 6丁目 1番地23	平成30年 9月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成30年10月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1273号	㈱富平	山中 章	名古屋市南区鳴浜町 6丁目 1番地23	平成30年 9月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成30年10月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1204号	㈱立吉	与那覇 英立	愛知県岡崎市庄司田 1丁目 8番地 9	平成30年 9月 5日
第1273号	A K I R A E M . e q u i p m e n t	山中 章	名古屋市南区鳴浜町 6丁目 1番地23	平成30年 9月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成30年10月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 406号	名城設備工業(有)	久留 景文	久留 たづ子	平成30年 9月 4日
第 585号	日本ファシリオ(株) 名古屋支店	熊谷 信弘	川口 正廣	平成30年 9月 4日
第 295号	石川工業(有)	石川 隆彦	石川 裕治	平成30年 9月12日
第 678号	(有)山本設備	山本 喬	山本 直弘	平成30年 9月18日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第 585号	日本ファシリオ(株)	名古屋市中区錦二丁目 2番 2号	名古屋市西区枇杷島二丁目 6番	平成30年 9月 4日

	名古屋支店	名古屋丸紅ビル 5階	28号ALSO 愛知警送ビル 6 階	
第 678号	(有)山本設備	名古屋市瑞穂区 片坂町 1丁目 1 番地	名古屋市瑞穂区 井の元町 171番 地	平成30年 9月18日
第1317号	青海建設 (有)	愛知県豊明市栄 町元屋敷55番地 スパークシティ ・ポルト 403号	愛知県豊明市新 田町子持松 7番 地 1	平成30年 9月19日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

消防法による命令の公告

消防法（昭和23年法律第 186号）第 8条第 3項、第 8条第 4項及び第17条の 4第 1項の規定に基づき命令を行ったので、同法第 8条第 5項及び第17条の 4第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年10月31日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

1 防火対象物の所在地及び名称

名古屋市守山区吉根階子田3183－27

マックビーヒルズ守山吉根

2 命令を受けた者の氏名又は名称

小池 恭子

株式会社マックビーヒル就労支援機構 代表取締役 小山 雅也

3 命令の内容

- (1) 平成31年 1月 7日までに、消防法施行令第 3条に定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め届け出るとともに、防火管理者に消防計画を消防法施行規則第 3条の規定に基づき作成させ届け出ること。
- (2) 平成31年 1月 7日までに、スプリンクラー設備を消防法施行令第12条並びに消防法施行規則第13条の 2、第13条の 6及び第14条に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に基づき設置すること。
- (3) 平成31年 1月 7日までに、消防機関へ通報する火災報知設備を消防法施行令第23条及び消防法施行規則第25条に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に基づき設置すること。

4 命令を発した日

平成30年10月30日

名古屋市消防局予防部予防課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R F 新守山ショッピングセンター

名古屋市守山区新守山2830番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
日本貨物鉄道(株)	代表取締役 田村 修二	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号	変更なし	代表取締役 眞貝 康一	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	ロイヤルホームセンター(株)	代表取締役 中山 正明	大阪市西区阿波座一丁目 5番16号	変更なし	変更なし	大阪市北区堂島浜二丁目 1番29号	平成29年 7月 31日
2	—	—	—	(株)エービーシー・マート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南一丁目11番 5号	平成30年 4月 27日

3	—	—	—	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	名古屋市守 山区新守山 2830番地	平成 30年 4月 27日
4	—	—	—	(株)ジーユー	代表取締役 柚木 治	山口県山口 市佐山 717 番地 1号	平成 30年 4月 27日
5	—	—	—	(株)パスポー ト	代表取締役 柘植 圭介	東京都品川 区五反田七 丁目22番17 号	平成 30年 4月 27日
6	—	—	—	(株)ジーンズ	代表取締役 田中 仁	東京都千代 田区富士見 二丁目10番 2号	平成 30年 4月 27日
7	(株)モリエ	代表取締役 河村 泰子	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	—	—	—	平成 28年 5月 16日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成30年 6月21日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、本社移転のため
- (3) No. 2からNo. 6までの小売業者については、入店のため
- (4) No. 7の小売業者については、退店のため

5 届出の日

平成30年10月17日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年11月 2日から平成31年 3月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 3月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成30年11月 1 日懲戒処分に付した。

平成30年11月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
総務局付理事	停職 5 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号から第 3 号まで